

令和6年度介護施設等における感染拡大防止対策支援事業(福島県地域医療介護総合確保基金事業)(多床の個室化改修経費支援・簡易陰圧装置設置経費支援)に係る留意事項

1 補助対象施設

福島県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等の整備に関する事業)実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3条(4)ア、ウ 参照

【概要】

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 養護老人ホーム
- (5) 軽費老人ホーム
- (6) 認知症高齢者グループホーム
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 有料老人ホーム
- (10) サービス付き高齢者向け住宅(※簡易陰圧装置のみ対象)
- (11) 短期入所生活介護事業所
- (12) 短期入所療養介護事業所(※簡易陰圧装置のみ対象)
- (13) 生活支援ハウス

2 補助対象経費

実施要綱 別紙 補助単価表(4) 参照

3 交付額の算定方法

【注意】令和6年度より算定方法が変わっています。実施要綱を入念に御確認願います。

実施要綱 第4条(1) 参照

【概要】

実施要綱 別紙 補助単価表(4)1に定める施設の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

- (1) 提出書類について

ア 事業計画書(別紙様式第1号の4)については記載例を参考にしてください。

イ 事業費の内訳が分かる資料とは、見積書や契約書等の写し及び申請する機器や工事等の内容(仕様)の分かるものを添付してください。

(2)事業実施期間について

工事及び工事代金の支払いを完了させ、工事代金の支払いが分かる資料を添付した実績報告書を令和7年2月28日(金)までに提出することができるよう、事業期間を計画すること。

(3)今後のスケジュールについて(予定)

11月下旬 内示額の通知

11月下旬 交付申請書の提出

12月上旬 交付決定通知

※交付決定前に事業着手する場合は交付決定前着手届出書(別紙様式第2号)の提出が必要となります。

なお、内示前に実施した機器の購入や工事等については事業対象外となりますので、ご注意ください。

(4)内示額の通知について

内示については、設置主体(法人)宛てに通知しますので、法人担当者は施設担当者に共有願います。